

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	NSN	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理 (車両用エレメント殻、廃プラスチック屑、 廃ゴム屑、廃ガラス屑、廃布屑)		D-000002	
		防衛大臣承認	
		作 成	令和 7年 5月26日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	都城駐屯地業務隊管理科輸送班

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、都城駐屯地において実施する産業廃棄物(車両用エレメント殻、廃プラスチック屑、廃ゴム屑、廃ガラス屑、廃布屑)の処理について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる次の文書は、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊一般共通仕様書

### 1.4 概要

駐屯地指定場所に集積された産業廃棄物を許可された処分施設まで運搬し、業者の処理形態により処理するものである。

### 1.5 種類、予定数量

番号	区 分	重量 (k g)	備 考
1	車両用エレメント殻	700	
2	廃プラスチック屑	200	
3	廃ゴム屑	250	
4	廃ガラス屑	150	
5	廃布屑	650	
合計数量		1950	

## **2 一般共通事項**

### **2.1 処分対象品目・数量**

処分品目及び数量は、1.5のとおりとする。

### **2.2 処分要領**

本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、実施するものとする。

### **2.3 搬出作業時の施設等の損傷**

産業廃棄物搬出の作業中、駐屯地施設に損傷を与えた場合は、請負業者の負担において修復する。

### **2.4 マニフェスト処理**

請負業者は必要事項を記入した産業廃棄物管理票(統一マニフェスト)を、処分後10日以内に担当係に送付するものとする。

担当者住所 885-0086

宮崎県都城市久保原町1-1-2 都城駐屯地業務隊管理科 車両運用係 宛

### **2.5 引取終了後の処理期間**

請負業者は産業廃棄物の引取が終了した日から40日以内に処理を完了するものとする。

### **2.6 清掃**

産業廃棄物処理搬出場所の清掃は、請負業者が実施するものとする。

## **3 品質保証**

### **3.1 現状の確認**

請負業者は、搬出を予定する日の2日前までに担当係に搬出日及び搬出時間、車両数を通知するものとし、かつ最終の産業廃棄物の現状を確認するものとする。

### **3.2 監督・検査**

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## **4 搬出条件**

### **4.1 搬出に関わる人員**

当該産業廃棄物の搬出作業に関わる請負業者の作業人員は、駐屯地警備及び搬出の効率化を鑑み2名以上10名未満とし、搬出日に作業が完了するものとする。

### **4.2 計量結果の報告**

請負業者は、当該産業廃棄物の計量を速やかに行い、結果を搬出日から起算して10日以内に文書にて通知するものとする。

## 5 その他

### 5.1 輸送

当該産業廃棄物の輸送は、請負業者が実施する。

### 5.2 駐屯地施設への立入り

駐屯地施設への立入りについては、駐屯地規則に基づき立ち入りを制限する場合がある。

### 5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義を生じた場合は、係官と協議し指示を受けるものとする。

### 5.4 場所

都城駐屯地車両整備工場指定集積所

集積場所への案内・統制は官側の担当者が実施する。

